避難確保計画を作成する前に

１　自分達の施設について知っておくこと

(1) 通所（園）施設なのかどうか

　　　通所（園）する施設か、居住する施設かどうかで対応を精査する必要があります。

　　　例えば、９：００～１８：００の通所施設の場合「臨時休業や短縮営業」をするこ

とにより危険を回避する方法が考えられます。安全な地域にある自宅から浸水の危険性のある施設に行かせないということです。これは、利用者を守るだけでなく施設の職員を守ることにもつながります。

　(2) 施設の大きさについて

　　　特に３階以上の施設の場合は状況によって「立ち退き避難」ではなく「屋内安全

確保」の方が安全な場合があります。

　また、施設が大規模になれば利用者の人数も増えます。１００人以上の避難は困難が伴うことも予想されます。後述の浸水想定区域等も踏まえてよく検討する必要があります。

　(3) 施設の場所について（浸水想定区域）

　　　浸水想定区域については、市発行のハザードマップで確認することができます。

　　　このハザードマップは荒川（入間川含む）と新河岸川で成り立っています。

　　　荒川は国河川、新河岸川は県河川なのでそれぞれ国と県が作成した浸水想定区域図が元になっています。原則として荒川の浸水想定区域をベースにしてください。

２　想定すべき水害について

　　ふじみ野市内では、内水氾濫・新河岸川の氾濫・荒川の氾濫の大きく３つが想定されます。発生確立は内水＞新河岸川＞荒川の順で高く、被害は荒川＞新河岸川＞内水の順で大きくなることがそれぞれ予想されます。このことから前述のとおり浸水想定区域については荒川を採用します。

　　なお、避難の準備などは早期に被害が発生する内水の発生及び新河岸川をベースに検討することが望ましいです。なお、内水については浸水実績をもとにした内水ハザードマップ（上下水道課作成）があります。参考にしてください。

３　使える避難確保計画へ

　　避難確保計画は様式の穴を埋めれば容易に作成することが出来ます。

　　しかしながら、自分たちで考え作成しなければ、いざという時に使える計画にはなりません。最初は穴埋めでも良いですが、訓練等を通じて適宜修正しましょう。